

（令和 6 年分）

収 支 報 告 書

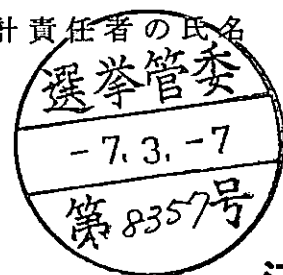
（ふりがな） えまはるひと こうえんかい

1 政治団体の名称 江間治人 後援会

2 主たる事務所の所在地 磐田市鎌田2277-10

3 代表者の氏名 江間 治人

4 会計責任者の氏名 江間 金作



事務担当者の氏名

江間 ひろみ

（電話番号）

0538-37-6818

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | ☒ その他の政治団体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

☒ 有☐ 無公職の種類 静岡県議会議員
(現職)資金管理団体の
届出をした
者の氏名 江間治人

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補
者の氏名 _____

公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体
に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

入力済

(その 2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億 百万 千 円
	1,796,596
(前年からの繰越額)	192,339
(本年の収入額)	1,604,257
支 出 総 額	1,745,707
翌年への繰越額	50,889

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	十億 百万 千 円
員 数	人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円 600,000	
(うち特定寄附) (内書)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	850,000	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)=ア	1,450,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの) (内書)		
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	1,450,000	

(そ の 6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
1 件 10 万 円 未 満 の も の	154,257	
合 計	154,257	(注) 1 件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は まとめて「1 件10万円未満のもの」欄に記載してください。

(そ の 7)

(7) 寄 附 の 内 訳 (個人からの寄附)			寄附者の区分		個 人	
寄附者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
江間治人	十億 百万 千 円 100,000	R6. 1. 29	磐田市鎌田2277-10	静岡県議会議員		
江間治人	100,000	R6. 2. 29	磐田市鎌田2277-10	静岡県議会議員		
江間治人	100,000	R6. 4. 2	磐田市鎌田2277-10	静岡県議会議員		
江間治人	150,000	R6. 6. 28	磐田市鎌田2277-10	静岡県議会議員		
江間治人	150,000	R6. 12. 27	磐田市鎌田2277-10	静岡県議会議員		
そ の 他 の 寄 附						
合 計	600,000					

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載してください。

(注2) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れてください。

(注3) 遺贈による寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載して

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載してください。
(注2) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れてください。
(注3) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。

(そ の 7)

(7) 寄 附 の 内 訳 (政治団体からの寄附)			寄附者の区分	政 治 団 体	
団体の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億 百万 千 円				
自由民主党静岡県磐田市第三支部	200,000	R6.3.26	磐田市鎌田2277-10	江間治人	
自由民主党静岡県磐田市第三支部	200,000	R6.8.2	磐田市鎌田2277-10	江間治人	
自由民主党静岡県磐田市第三支部	150,000	R6.9.25	磐田市鎌田2277-10	江間治人	
自由民主党静岡県磐田市第三支部	150,000	R6.10.16	磐田市鎌田2277-10	江間治人	
自由民主党静岡県磐田市第三支部	150,000	R6.12.3	磐田市鎌田2277-10	江間治人	
そ の 他 の 寄 附					
合 計	850,000				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載してください。
(注2) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れてください。

(その 13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費	十億 百万 千 円		
(1) 人 件 費	581,820		
(2) 光 熱 水 費	119,416		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	126,497		
(4) 事 務 所 費	562,129		
小 計	1,389,862	0	経常経費の計
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	301,901		
(2) 選 挙 関 係 費	1,620		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費 (小計)	52,324	0	(3)のア～エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	52,324		
イ 宣 伝 事 業 費			
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費			
エ そ の 他 の 事 業 費			
(4) 調 査 研 究 費			
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			
(6) そ の 他 の 経 費			
小 計	355,845	0	政治活動費の計
合 計	1,745,707		

(そ の 14)

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の政治団体は、作成する必要がありません。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項 目 別 区 分	光熱水費			
		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
支 出 の 目 的	金 額 十億 百万 千 円				
そ の 他 の 支 出	119,416				
合 計	119,416				

(注1) 5万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 14)

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の政治団体は、作成する必要がありません。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項 目 別 区 分	備品・消耗品費			
		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
支 出 の 目 的	金 額 十億 百万 千 円				
そ の 他 の 支 出	126,497				
合 計	126,497				

(注1) 5万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 14)

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の政治団体は、作成する必要がありません。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項 目 別 区 分	事務所費			
		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	金 額 十億 百万 千 円				
その他の支出	562,129				
合 計	562,129				

(注1) 5万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(そ の 15)

(3) 政治活動の内訳	項 目 別 区 分	組織対策費 (組織対策費)			
		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考
支 出 の 目 的	金 額 十億 百万 千 円				
そ の 他 の 支 出	301,901				
合 計	301,901				

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 15)

(3) 政治活動の内訳	項目別区分	選挙関係費			
		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
支出の目的	金額 十億 百万 千 円				
その他の支出	1,620				
合 計	1,620				

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 15)

(3) 政治活動の内訳	項 目 別 区 分	機関紙発行その他の事業費			
		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考
支 出 の 目 的	金 額 十億 百万 千 円				
そ の 他 の 支 出	52,324				
合 計	52,324				

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について□して下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 7 日

政治団体の名称： 江間治人 後援会

会計責任者の氏名： 江間金作 

（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名： _____）

※ 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。